

熊本市中心市街地地域価値向上活動支援補助金募集要項

本市中心市街地内において、地域の価値向上に取り組む地域団体の活動を支援することにより、地域の魅力を発掘するとともに、地域の自立的な成長を促進することを目的とします。地域美化活動及び地域価値向上イベントを実施している地域団体を補助対象者とし、当該団体が実施する地域価値向上イベントに係る経費を補助します。

1. 補助対象者

補助対象となる事業者は、以下のいずれにも該当する団体となります。

- ① 令和3年（2021年）から令和7年（2025年）の間で地域美化活動・地域価値向上イベントをそれぞれ複数回実施していること。
- ② 今後少なくとも5年以上継続して地域価値向上活動を実施する予定があること。
- ③ 補助事業の実施のために、熊本市中心市街地地域価値向上活動支援補助金交付要綱と目的を共通にする補助金等の交付を、市から受けていないこと。
- ④ 補助を受けようとする団体及び代表者に市税の滞納がないこと。
- ⑤ 熊本市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

地域美化活動

・・・地域の快適な生活環境を維持増進させるために実施される活動

（例）町内の清掃活動や、道路の緑化活動等



地域価値向上イベント

- ・・・地域の賑わいを創出するためのイベントであって、不特定多数の者が参加できるもの
(例) 地域のお祭りや、地域のイルミネーション等



2. 補助事業

- ① 熊本市中心市街地地域価値向上活動支援補助金交付要綱の趣旨に合致する地域価値向上イベントであること。
- ② 宗教的活動及び政治的活動を目的とするものではないこと。

3. 補助対象経費

地域価値向上イベントに要する消耗品費、委託費、広報費、人件費等

※補助対象外経費の一例

- ・ 用途を補助事業のみに限定できない経費
(事業団体の構成員及びその同居親族等に対する人件費、日常の用に供されるもの、光熱水費、家賃、固定費、維持費等)
- ・ 料金設定が明確でない経費 (一般的に想定される金額を超えるもの)
- ・ イベント等で配布する粗品、景品
- ・ 間接経費 (手数料、保険料、通信費、印紙代等)
- ・ 不動産の購入取得費
- ・ 施設整備の費用
- ・ 消費税及び地方消費税等

4. 消費税の取扱い

※補助金額は税抜金額のため、補助対象経費は、消費税を含めずに算定してください。

補助対象経費に消費税を含んで申し込みをした場合で、消費税の確定申告において補助事業に係る消費税が仕入税額控除されることが見込まれるときは、補助金の支出後であっても、消費税等仕入控除税額分の返還を求めることがあります。

5. 補助金額とその上限

① 補助対象経費の1/2以内

② 一件当たり上限300万円

※ 交付要件を充足する申込みが複数あり、交付を受けようとする補助金の合計額が予算上限額を超えるときは、申込みのあった補助金の額に満たない金額を交付決定する場合があります。この場合、予算額までの金額を申し込まれた補助事業費で按分して交付決定を行います。

※ 一団体への本補助金の交付は1年度に3件までとなります。

予算額を超えた場合の補助金額の算定

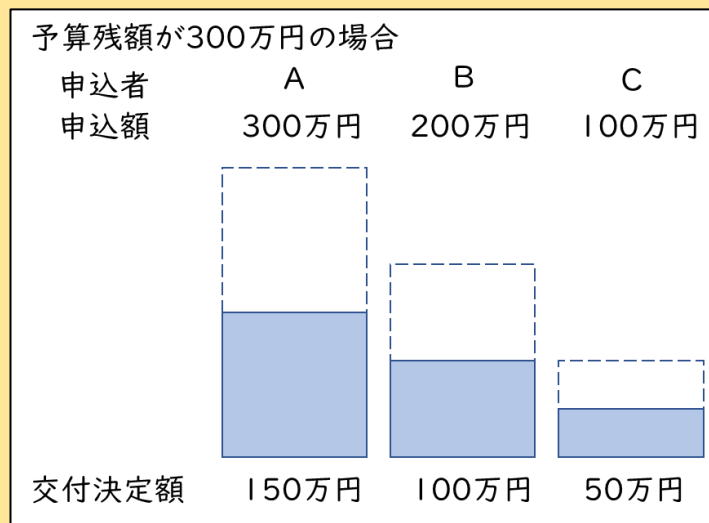
予算額が300万円のとき、A・B・Cの3者から、交付を受けようとする補助金額をそれぞれ、A：300万円、B：200万円、C：100万円とする交付要件を満たす申込みがあった場合

$$\text{按分割合 (50\%)} = \frac{\text{予算額 (300万円)}}{\text{(A:300万円) + (B:200万円) + (C:100万円)}}$$

A：300万円×50%＝150万円

B：200万円×50%＝100万円

C：100万円×50%＝50万円



6. スケジュール

手続き等	期間
補助金申込みの募集	令和 8 年（2026 年）4 月 30 日（木）から令和 8 年（2026 年）5 月 29 日（金）まで
交付決定	令和 8 年（2026 年）6 月中旬（予定）
補助事業の実施	交付決定日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日（水）まで
実績報告	事業完了日から 30 日以内※ただし、令和 9 年（2027 年）3 月 31 日（水）まで
補助金額の確定	実績報告内容審査後
補助金請求	補助金交付確定通知後

7. 交付申込み

熊本市中心市街地地域価値向上活動支援補助金交付要綱に規定する「補助金交付申込書（様式第 1 号）」に下記の添付書類を添えて申し込みをお願いします。

<添付書類>

- (1) 補助事業実施計画書（様式第 1 号別紙 1）
- (2) 市税滞納有無調査承諾書（様式第 1 号別紙 2）
- (3) 誓約書兼同意書（様式第 1 号別紙 3）
- (4) 補助対象経費の積算内訳及び金額の妥当性が確認できる資料
- (5) 過年度に実施した地域価値向上活動の実施状況が確認できる資料
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（収支予算書、団体規約等）

※補助金額は税抜金額のため、見積書には税抜金額での算定をしてください。

※見積書の宛名等は、補助事業者名で統一してください。

8. 申込書の提出について

- (1) 提出期限

最終提出期限：令和 8 年（2026 年）5 月 29 日（金）17 時必着

（不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない）

- (2) 提出方法

持参又は郵送

- (3) 提出部数

1 部

- (4) 提出先

〒860-8601

熊本市中央区手取本町 1-1 本庁舎 11 階

熊本市役所 都市建設局 都市政策部 市街地整備課

まちなか広場マネジメント班 宛

※郵送の場合、封筒表面に「熊本市中心市街地地域価値向上活動支援補助金申込書類在中」

と朱書きすること

9. 確認調査

補助金交付申込書の提出後、事業の実施内容について確認調査を行います。確認調査によって補助の要件を確認し、補助の対象として適正と認められた事業に対して補助金が交付されます。調査は原則として書面審査により行いますが、現地調査等を行う可能性もあります。

10. 備考

その他、本補助金についての詳細は、熊本市ホームページをご覧ください。

熊本市ホームページ／市街地整備課

<https://www.city.kumamoto.jp/kiji00370586/index.html>

<問い合わせ先>

熊本市役所 都市建設局 都市政策部 市街地整備課

まちなか広場マネジメント班

TEL 096-328-2537

FAX 096-351-2182